

Q & A 「八戸市危険空き家等除却事業補助金」

Q 1 : 居住誘導区域かどうかは、どのように確認すればいいですか？

A 1 : 八戸市都市政策課都市計画グループ (0178-43-9420) にお問合せください。

Q 2 : 「空き家」とはどのようなものですか？

A 2 : 概ね1年間を通じて使用実績のない建築物のことです。

Q 3 : 個人住宅以外も補助の対象ですか？

A 3 : 賃貸借の用に供していた物件(戸建て・集合住宅)は補助対象外です。

Q 4 : 空き倉庫も補助の対象ですか？

A 4 : 住宅を対象としているため倉庫は対象になりません。ただし、補助対象空き家と同一の敷地内にある小規模な建築物(物置や車庫等)であれば、補助対象空き家と当該建築物の除却工事を1つの契約とすれば補助対象になります。小規模の目安は、床面積が補助対象空き家より小さいものとします。

Q 5 : 補助対象空き家の「所有権以外の私権」とは何ですか？

A 5 : 抵当権、賃借権等のことです。所有権以外の私権が設定されている場合には、それらの権利を解除してから申請してください。

Q 6 : 予算の範囲内で交付するとあるが、予算額に達した場合どうなりますか？

A 6 : 交付決定額が予算に達した場合は、申請受付を終了します。なお、補助金の額が確定した結果、予算額に達していない場合は、受付を再開する場合があります。

Q 7 : 所有者との関係が分かる書類にはどのようなものがありますか？

A 7 : 「戸籍謄本」や「納税通知書」になります。

Q 8 : 「更地」とはどのような状態ですか？

A 8 : 空き家があった敷地に建築物が何もない状態のことです。

Q 9 : 門や塀は解体しなくてもいいですか？

A 9 : 特定空家等判定票 A (2) 屋根、外壁等の脱落、飛散等 (オ) 門・塀にチェックが入らない場合は残置することも可です。

Q 10 : 樹木は伐採しなくてもいいですか？

A 10 : 特定空家等判定票 B その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態判定項目 1 立木等にチェックが入らない場合は残置することも可です。

Q 11 : 家財処分費用は補助の対象になりますか？

A 11 : 建物の除却 (解体・撤去) 工事と家財処分が 1 つの契約となる場合は、補助の対象となります。ただし、家財の譲渡等による収益が発生した場合は、工事費用から当該収益額を差し引いた額を補助対象経費とします。

Q 12 : 空き家があった敷地に他の住宅がありますが解体しなければなりませんか？

Q 12 : 2 棟以上ある場合他の住宅が当補助金の対象とならない状態の空き家であれば必ずしも解体する必要はありません。

Q 13 : 「建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条の規定による建設業の許可 (土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る。) を受けた者」や「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) 第 21 条の規定による解体工事業者の登録を受けた者」は、どのように確認すればいいですか？

A 13 : 依頼予定の事業者に直接確認してください。または、青森県建設業ポータルサイト (青森県県土整備部監理課) でも確認できます。

Q 14 : 他の補助金との併用はできますか？

A 14 : 今回実施する除却工事において、他の補助金を受けた又は受ける予定がある場合は本補助金との併用はできません。

Q 15 : 過去に同補助金の交付を受け空き家を除却しましたが、再度補助金を受けることができますか？

A 15 : 過去に同補助金を受けた方は対象外となります。

Q16：解体工事の見積書の写しの発行年月日は、いつのものであれば良いですか？

A16：事前調査の申請日から3ヶ月以内としています。